

# 保育部会 常任委員会

日時：令和5年10月3日（火）午後3時00分～5時00分

会場：大阪府社会福社会館 4階 401会議室

---

- ・ 部会長挨拶

## 《協議題》

1. 大阪府からの報告について …
2. 中央情勢について … 全保協ニュース
3. 第66回全国保育研究大会（大分大会）参加勸奨について … 資料1
4. 調査研究委員会からの報告 … 別添1
5. 地域貢献事業推進委員会からの報告 …
6. 大阪府保育士会からの報告

7. 各ブロックからの報告

北摂ブロック	
豊中市	
高槻市	
北大阪ブロック	
枚方市	
寝屋川市	
東大阪市	
八尾市	
南大阪ブロック	
堺ブロック	
泉州ブロック	
大阪市	

9. その他

- ・ 閉会挨拶

(常任委員会進行輪番表)

今回	次回				
北摂	泉州	堺	河内	南大阪	北大阪

次回常任委員会 令和5年11月7日(火) 午後3時～5時  
大阪府社会福祉会館 3階 301会議室

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 「提出予定法案等の保育制度に対する質問と要望について」(保育三団体協議会)・1

## ◆ 「提出予定法案等の保育制度に対する質問と要望について」(保育三団体協議会)

保育三団体協議会では、令和5年6月12日にこども家庭庁および自由民主党全国保育関係議員連盟会長等を訪問し、令和6年度保育関係予算緊急要望活動を実施しております（全保協ニュース No.23-13 にて既報）。

その中で、こども家庭庁において、子どもの権利が確実に保障されるとともに、必要な予算の確保と保育の質の向上、処遇改善が図られるよう、保育現場の声を直接聞いていただきたいこと、加えて、「こども誰でも通園制度（仮称）」等の制度化が予定される事項への現場の不安を伝え、今後改めて要望したいこと等を伝えておりました。

この度、制度に関する要望等を9月に実施することといたしました（日程については現在調整中）。こども誰でも通園制度（仮称）等、制度の仕組みが不明瞭であることから、三団体にて下記項目の質問事項と要望事項をまとめております。

### 「提出予定法案等の保育制度に対する質問と要望について」

- I 適切な保育の強化
- II 配置基準の改善
- III 人口減少地域の対応
- IV 公定価格

V こども誰でも通園制度（仮称）の創設

VI その他 「身近な相談機関」（かかりつけ相談機関）

要望書の詳細は、別添 PDF をご覧ください。

# 提出予定法案等の保育制度に対する質問と要望書

令和5年9月6日

## 保育三団体

社会福祉法人 日本保育協会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

公益社団法人 全国私立保育連盟

## 提出予定法案の概要

### 1. 保育所における施設内虐待

昨年来の不適切保育の事例を踏まえ、児童福祉法を改正して他の児童福祉施設と同様に制度的に位置づけることを予定。

(他の児童福祉施設は、平成 20 年の児童福祉法改正により「被措置児童等虐待の防止」として措置済)

### 2. 日本版 DBS 法案

こどもと接する職場での就労希望者に関し、雇用者が性犯罪歴のないことの証明を求める仕組みの創設を予定。

英国の DBS (ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービスの略称) 制度を参考にして、教育や保育関係の雇用者が、全ての性犯罪者の性犯罪歴を登録したシステムから就労希望者について照会できる仕組みを想定。

なお、わいせつ行為を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化は令和 5 年 4 月から施行済。

### 3. こども誰でも通園制度(仮称)

「こども未来戦略方針」(令和 5 年 6 月 13 日閣議決定)に明記されており、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を予定。

(子ども・子育て支援法の改正か、新たな法案になるかは未定)

## 目次

I	適切な保育の強化	1 頁
II	配置基準の改善	3 頁
III	人口減少地域の対応	4 頁
IV	公定価格	4 頁
V	こども誰でも通園制度(仮称)の創設	5 頁
VI	その他	7 頁

「身近な相談機関」(かかりつけ相談機関)

## I 適切な保育の強化

昨年来の保育所(認定こども園を含む。以下同じ)における不適切事案が二度と起きないように、保育現場においては安全管理の徹底、園児に対する日々の職員の態度や言葉かけなどの関わり方について、職員間の認識の共有と振り返りを怠りなく続けていきます。

### (1) 人的環境

令和3年3月作成の「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」に、「不適切な保育が生じる背景の整理(保育士の認識及び職場環境)」の相関図があり、事案の発生には人的環境が最も大きく影響します。

そのため、次の視点から検討をお願いします。

- ① 現場の保育士(保育教諭を含む。以下同じ)は、個々の園児の保育について振り返りを行っていますが十分にはできていません。

職員全体で保育を見直し、お互いの姿勢を確認したくても、今の状況では困難です。また保育士は研修を受けたくても受けられず、ミーティングの時間も取りにくいという声も上がっています。

- ② 職員の能力・スキルは適切な人材配置によって生き、不適切保育の抑止につながるため、職員配置の在り方(役割や業務)の見直しが必要です。

[例示] 主任保育士の業務を「担当保育士に対するアドバイスの強化(スーパーバイズの役割)」に見直し、副主任保育士の役割や業務を明確に位置づけ、公定価格上の評価を行う等

- ③ 施設長の責任を果たすには、その位置づけを明確にした上で必要な研修の要件を定め、受講の義務化を検討すべきです。

しかし、施設長の処理する事務量増加により、保育実践に関与する時間が十分確保できないため、常勤事務職員の配置が必要です。

### (2) 基本的事項

平成20年の児童福祉法改正により、保育所以外の児童福祉施設は「被措置児童等虐待の防止」として制度化され、実施主体の都道府県等が児童相談所と連携して対応可能ですが、保育の実施主体は市町村のため他の児童福祉施設とは異なることを念頭に、次の視点から検討をお願いします。

- ① 「不適切な保育」と「虐待」は何が違うのか地方自治体や現場の混乱を招いているので、用語の定義を整理して下さい。
- ② 通報先が市町村の場合、都道府県や児童相談所の関与はありますか。関与する場合、どのような内容になりますか。
- ③ 事案の発見・通報・通報後の対応について、②と保育所との関係において時系列で御教示下さい。
- ④ 事案の公表は、何処が何時のタイミングで行うのでしょうか。
- ⑤ 市町村要保護児童対策地域協議会の活用は考えられますか。
- ⑥ 令和4年度より、障害福祉サービス事業所では、虐待の未然防止を目的とした「虐待防止委員会の設置」が義務化されましたが、保育所においても同様でしょうか。  
ノンコンタクトタイムにおいても保育士の認識の共有と職場環境の確認を位置付けるなど、十分な時間確保をお願いします。
- ⑦ 事案の収集と分析が必要と思料されますが、事案の検証は行いますか。  
その際には、保育所以外の児童福祉施設、特に乳児院、児童養護施設や障害児施設の年少児に関して、今までの事案の蓄積を活用して下さい。
- ⑧ 児童虐待に関わる職員研修を行っている「子どもの虹情報研修センター」や「西日本こども研修センターあかし」において、保育所職員や市町村職員の研修は行いますか。
- ⑨ 性的事案については、当事者である職員に対して日本版 DBS 法案による労働制限が適用されると思料しますが、性的事案の判断は何処が、どのように行うのでしょうか。  
未だに根強い男性保育士への偏見が増長されないような配慮が必要です。資格取り消し後、再復帰を望む場合に審議をする機関を設けるとなっていますが、その構成員は犯罪を防ぐ大きな責任がある一方、資格再取得を希望する人の人権を守るという大きな責任もあります。どのような機関や構成員が判断するのが適切か、地方自治体や現場の意見も十分考慮し一定のガイドラインを示して下さい。

## Ⅱ 配置基準の改善

これまでも要望してきた「消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源」については早期にかつ恒久的に確保をお願いします。

- (1) 「こどもの育ち」を保障するために、配置基準の抜本的改善は「いつの時代においても揺らぐことの無い正義」です。  
保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領のねらいを十分に達成するために、配置基準＝保育者の数については、何処の園のこどもに対しても等しくあるべきで、人手不足を理由にして良いことにはなりません。
- (2) 現在の3歳児加算も含め、1歳児、4、5歳児について、こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)に「職員配置基準の改善」と明記されたとおり、あくまで「従うべき基準の改正」を行って下さい。  
しかしながら、この課題は、社会保障と税の一体改革以降積み残されてから相当の期間が経過しており、予想以上の人手不足で保育現場では限界に来ています。  
そのため、「保育士確保が可能な保育所への上乗せ(加算)から始めて、基準改正につなげる」といった手順(プロセス)を踏むなどの柔軟な対応も必要になっています。併せて保育士養成の在り方も含めて検討をお願いします。  
配置基準については、OECD諸国水準を目標に、継続的な検証評価と見直しが必要です。
- (3) また、採用者の入れ替わりが生じてしまう現状(採用までに空白期間の存在)から、(2)の上乗せ(加算)は「通年」又は「複数年」を通して適用してください。  
併せて処遇改善加算について、加算Ⅰの基礎分(昇給原資)の経験年数上限の引き上げを含め、賃金の底上げとなる一本化を検討して下さい。
- (4) 園児の食事提供についても、アレルギー対応食や離乳食等「一人ひとりのこども」への配慮が増え、栄養管理に基づいた食事提供だけでは対応できないことや、新型コロナ禍の調理員罹患により食事提供に難渋した経験から、次の見直しを検討して下さい。
  - ① 栄養士  
配置基準として明確化し、公定価格の基本分として位置付けること
  - ② 調理員  
現行の公定価格における利用定員要件「40人以下は1人」では休めないことをはじめ、他の利用定員要件についても、調理員人数を引き上げること
- (5) 小学校との接続は、保育所との濃密な連携が行われることにより効果が引き出せるので、5歳児における小学校の接続を考慮した職種と配置について、検討をお願いします。

### Ⅲ 人口減少地域の対応

新型コロナ禍による人口減少の加速化で、定員割れの保育所増加と保育士の人手不足に加え、就職先としての保育所離れも同時併行で起きています。

特に過疎地域においては、現行の最低定員 20 人を引き下げ児童福祉施設として存続できるよう社会福祉法上の特例措置とともに、公定価格における更に細分化した定員区分の設定若しくは園単位での特例承認をお願いします。

### Ⅳ 公定価格

今回の制度化を機に、個別費目の積み上げ方式を堅持しつつ、公定価格が時代に相応しい価格設定となっているか、次の視点から検討をお願いします。

(1) 個別費目単価(金額)は実勢価格となっているか

(2) 新たに算入する費目

園児と保護者のニーズに対応できているか

[例示]おむつ処理費、こどもの発達に必要な検査料(眼科、耳鼻科等)  
事業者負担を強いていないか

[例示]職業紹介手数料

(3) 価格設定の基礎

現行の「各月初日の利用こども数」では、定員割れが増加している今の保育所では立ち行かないため、2021年12月の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」の4つの方向性に沿って、「こどもの数」だけでなく「支援内容を評価した」設定

(4) 経費別の算定

(3)記載の保育所の現状からも、全ての経費を「こども一人当たり」に割り返すのではなく、経費の性格別に算定

[例示] a. 人数に関わらず算定する経費

(園児数や職員数に関係なく発生する施設維持管理費)

b. 人数で算定する経費

(園児数や職員数など対象となる数に比例する経費)

c. 職能的経費(保育士の職務の困難度、スキルを評価した経費)

## V こども誰でも通園制度(仮称)の創設

こども未来戦略方針に明記された全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充「こども誰でも通園制度(仮称)の創設」については、利用者側である子育て家庭だけでなく、受け入れ側の保育現場で質の保障が担保できる体制を含めて専門性を発揮できる環境整備との両輪で検討をお願いします。

特に、2023年度・2024年度のモデル事業から制度本格実施に至るまでのスケジュールに沿って、事業者側として何時までに何を整える必要があるのか御教示ください。

また、制度利用のフローチャートを明示してください。

### (1) 基本的事項

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に対応できる新たな通園給付を創設しますが、次の視点から検討をお願いします。

- ① 現行の認定区分は変更せず就労要件を問わないとすると、一つの制度体系の中で「保育の必要性の認定が必要な給付」と「保育の必要性の認定は不要な給付」の二つに分かれるのでしょうか。新たな制度体系として創設されるのでしょうか。
- ② 月一定時間までの利用可能枠とは、  
「園全体の定員内の枠」でしょうか。  
「空き定員の範囲内の枠」でしょうか。  
「定員外」での設定でしょうか。
- ③ 国民の期待を裏切らない制度とするために、保育人材不足の現状下において事業者側に求められる要件(施設整備と職員配置)を御教示ください。併せて、安定的な運営費の確保をお願いします。
- ④ 利用時間の上限・下限設定は定めるのでしょうか。
- ⑤ 給付認定が不要で時間単位で利用となると、在籍児童として取り扱わないという理解でしょうか。  
この場合、同じ在籍児童扱いしていない「一時預かり」とは何が異なるのでしょうか。

⑥ 新たな通園給付に伴い、現行の給付認定(1号～3号)の変更はあるのでしょうか。

⑦ 今年度実施のモデル事業の評価や、保育現場の実態との検証を確実に行って頂き、十分な公定価格上の担保をお願いします。

また、配慮が必要なこどもの増加を踏まえると、時間単位の利用クーポン券発行による不定期的な利用方法(バウチャー方式)は、他の園児に対する影響が懸念されるので慎重な検討が必要です。

⑧ 園児と保育士の信頼関係(アタッチメント)が土台にあることが、こども自身の成長と保育者とを繋ぐ鍵になるので、その前提となる関係づくりとして認可保育所への週1～2回の通園を手掛かりに家庭事情を踏まえた親子を孤独にしない仕組みとすることが重要です。

地域によって幾つかのパターンが考えられるので、是非、現場の意見を汲み取ってください。

## (2) 多様な支援ニーズへの対応

こども未来戦略方針では、社会的養護・ヤングケアラー、障害児支援、医療的ケア児支援、ひとり親家庭の自立支援についても明記され、特に「障害児支援、医療的ケア児支援については、保育所等におけるインクルージョンを推進する」とされています。

① これは現行の認定区分で対応するのでしょうか。創設されるこども誰でも通園制度(仮称)の新たな通園給付での対応になるのでしょうか。双方で対応するのでしょうか。

② 利用に当たって優先度を考慮しなくて良いのでしょうか。

## (3) 受け入れ体制

(2)に加えて、近年の被虐待児にみられる愛着障害や発達障害児の増加、アレルギー疾患児等配慮が必要なこどもの増加を踏まえると、こどもの状態像や家庭環境を良く見守る必要があり、全ての地域で利用できるためには、これまで以上に市町村や療育機関との情報共有と事業者側の人材・設備両面での体制整備は必須になります。

また、多様なこども・子育て家庭に対応するためには、保育士だけでなく、看護師や臨床心理士等の職種や、療育相談機関との連携・協働体制の確保が欠かせません。

事業実施にあたっては、1園だけでの対応は困難である可能性もあり、複数の園が協働して受け入れ調整を行うなど、コーディネートを担当する職員の配置が欠かせません。

空き定員だけで対応するのは限界があるため、例えば、実施場所は子育て支援センター等とし、近隣の保育施設から保育士や必要な資材を集めるというような、派遣型にする方法も検討してみてもはいかがでしょうか。

## VI その他

「身近な相談機関」（かかりつけ相談機関）について

- (1) 令和6年度から施行される「身近な相談機関」について、求められる相談機関として更に充実させるためには、積極的に保健や教育、医療と連携が取れるような仕組みや、保育所版ネウボラや保育ソーシャルワークのための研修会を開催するなど土台作りが大切になります。
- (2) まずは、この相談機関を誰がどのように担っていくのか、既存の地域子育て支援拠点事業と何が違うのか、運営費はどのように担保されるのか（公定価格に組み込むのか、補助金なのか、出来高払いなのか）、導入予定となっている子ども家庭福祉ソーシャルワーカーや「こども誰でも通園 制度(仮称)」との関係などを含め、お示し下さい。  
その上で、具体化に当たっては地域の実情を踏まえ、現場の意見を汲み取ってください。
- (3) 保育所併設の子育て支援拠点では、園内だけでは完結しない相談も多いのが現状であり、資格ないしは一定の研修を修了した者の対応が必要なため、制度的な位置付けと公費の支援をお願いします。
- (4) 相談機関の連携先であるこども家庭センターは、こども家庭庁の所管では支援局の虐待防止対策課と成育局の母子保健課に分かれます。地方自治体では既に一体的な運用を始めているところもあると承知しておりますので、国レベルで現場と乖離した運用が行われないようお願いします。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書が公表される …………… 1

## ◆ 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書が公表される)

令和5年9月12日、「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書が公表されました。

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」は、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版 DBS）の導入に向けて設置されたもので、報告書の概要は下記になります。

今後、この報告書を踏まえつつ、こども家庭庁において、制度設計に関する検討が行われ、法整備等の所要の措置が取られます。

### こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認のための制度設計にあたっての基本的な視点

#### 【仕組みの必要性】

- そもそも、こどもに対する教育、保育等を提供する事業者は、その事業においてこどもの安全を確保する責務を負っている
  - 教育、保育等が提供される場において、教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力を防止することも、その責務となる
  - そのため、このような業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認することもその重要な手立てであり、性犯罪歴等を有する者に関する情報を保有する国が、それを提供できるようにする仕組みを設けることが必要である

#### 【仕組みを構築に設けるに当たり留意すべき観点】

## ① 職業選択の自由、営業の自由との関係

- こどもに関連する業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを設け、その結果に基づき当該業務に従事することを禁止すると、対象となる性犯罪歴を有する者が当該業務に従事することを法的に又は事実上制限することとなり得る  
→そのため、このような仕組みの対象範囲を無限定に広げることは許されず、その必要性や合理性が認められる場合に限定することが求められる

## ② プライバシーとの関係

- この仕組みは、対象者が性犯罪歴を有するか否かを本人以外の者に知らせることとなり得るものであり、特に前科等は高度のプライバシーに係る情報である  
→この仕組みによって性犯罪歴等を知り得る事業者の範囲は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができる者であるべき

## こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認のための制度設計にあたっての個別論点の検討結果

(太字・下線は全保協事務局、加筆)

### 【児童福祉施設等の設置運営者の責務】

- 児童福祉施設等の設置者等に対して、全ての設置者等がそれらの場のこどもの安全を確保する責務を負うことを法律上明示した上で、具体的な義務として、採るべき安全確保のための措置についても法律上規定するのが相当である
- それとともに、このような責務をよりよく果たすために業務に従事させる者の性犯罪歴を確認する義務を規定することとすべきである

### 【対象事業者の範囲】

- こどもの安全確保のための責務等を法律によって直接に義務付ける事業者として、例えば、学校、認定こども園や保育所、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者、又は家庭的保育事業等を行う者といったものが考えられる

### 【対象業務の範囲】

- 対象業務として、例えば、児童の保育・養護等に関する業務を行う者が考えられる
- 対象にする者の範囲は、対象業務に従事させようとする者のうち、必ずしも雇用関係にある者に限らず、例えば、派遣労働者や業務委託関係にある者であっても対象に含むこととすべきである

### 【性犯罪歴確認結果の活用方法】

- 性犯罪歴を有することが明らかとなった者について、
    - ・ その採否の決定
    - ・ 対象業務に従事させるかどうかの判断
    - ・ こどもに関わらない業務への配置転換 等
- こどもの安全を確保するための参考情報として活用

↳ 事業者が適切な措置を講じてその旨を報告することが適当ではないか

- 性犯罪歴確認の実効性を担保するという観点から、
    - ・ 確認義務に違反した事業者に対する何らかのペナルティを科す
    - ・ 性犯罪歴の確認を行ったことについて定期的な報告を義務付ける
    - ・ 性犯罪歴の確認の結果に基づき、適切にこどもの安全を確保するための措置を講じているかどうかについて行政が報告を求めたり検査を行うことができる
- ↳ 確認義務等を着実に実行させることとすべき

## 【確認の対象とする性犯罪歴等の範囲】

### (1) 前科

- 性犯罪**前科**を対象とすべき
  - この仕組みが対象とする性犯罪歴等は、厳格な手続に基づき、その正確性が担保されている裁判所による事実認定を経た前科を対象とすべき
- 性犯罪前科の被害者年齢を限定しない
- 対象とする性犯罪前科の期間
  - こどもの安全を確保するための必要性和合理性が認められる年数を検討し、対象とする性犯罪前科の期間に一定の上限を設ける必要がある
  - 一方、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく特定免許状失効者等に関するデータベースにおいては、運用上、当面少なくとも 40 年間のデータを記録することとされており、これとの関係をどう考えるかという点に留意すべき
- 条例違反
  - 性犯罪の中には、各自治体が制定する条例に定められている罪があるが、これらも前科である以上対象に含めることが望ましいものの、都道府県ごとに制定されるものであり罪となる行為態様や構成要件にばらつきがあることから、制度の対象とすることには技術的課題があり、更なる検討を要する
  - 条例違反として規定されている主な罰則のうち、盗撮については、先の通常国会において「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立したため、同法に規定する罰則を本件確認の仕組みの対象とすることが可能である

### (2) 不起訴処分(起訴猶予)について

- この仕組みが事実上の就業制限という大きな不利益を対象者にもたらすことからすれば、そのような不利益をもたらす根拠とする性加害行為の有無については、正確な事実認定を経たものによって確認すべきである
- 検察官による不起訴処分は、公平な裁判所の事実認定を経ていないことから、不起訴処分を対象に含めることには慎重であるべき

### (3) 行政処分等

- 行政上の懲戒処分や民間企業の解雇処分等を対象にすべきという意見もあったが、こ

れらはその主体によって処分の基準や考え方等が異なるため、その検討・構築には更なる時間を要する

#### 【具体的な仕組み】

##### (1) 確認を申請する者

- こどもの安全を確保する責務を負う事業者がその責務をよりよく果たすためのものと位置付けるといふ観点から、確認の申請を行う者は、確認結果を把握する必要がある **対象事業者に限る**べき

→ただし、本人を全く関与させないこととすると、例えば、対象業務以外の業務に従事させている者の性犯罪歴を本人に無断で確認することができることになってしまうおそれがあるため、**対象事業者の申請には本人の同意を得ることを条件とするなど、本人が手続に関与する仕組みを設けるべき**

##### (2) 確認の結果について回答を受ける者

- こどもの安全を確保するという責務を果たすべき対象事業者は、そのためにその情報を知る必要があることから、対象事業者に結果を回答する必要がある

→性犯罪歴が高度のプライバシーに係る情報であることからすれば、特に、対象となる性犯罪歴を有する旨の回答については、**確認の対象となる本人に何らかの方法で通知するなどし、誤りがある場合にはこれを訂正する機会を与えた上で、確認結果を知る必要がある事業者に回答を交付することとするのが合理的**である

##### (3) 回答内容

- 提供する情報の内容は、こどもの安全を確保する責務を果たすために必要かつ合理的なものであるべきである

##### (4) 適正な情報管理の確保

- 対象事業者が高度のプライバシー情報である前科に関する情報に接することがあり得ることとなるため、**当該情報の安全管理のために必要かつ適切な管理体制や管理方法等について規律を設ける**べき
- 具体的な取扱いについてガイドラインを設けるなどして、これを事業者に周知することが適当
- **前科に関する情報が漏えいすることがないように、漏えいを禁止する規定や漏えいした場合の罰則規定を設ける**べき

#### こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認のための制度設計にあたっての併せて行うべき取組

- この仕組みの対象は飽くまで一定の性犯罪歴を有する者に限られることから、何ら性犯罪歴を有しない者がいわゆる初犯に及ぶことを防止し、こどもの安全の確保をより確実なものとするためには、そのための他の措置についても併せて取り組む必要がある

今後、この報告書を踏まえつつ、こども家庭庁において、制度設計に関する検討が行わ

れ、法整備等の所要の措置が取られます。

報告書の詳細は下記ホームページをご参照ください。

- [子ども家庭庁ホームページ > 会議等 > こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議](https://www.cfa.go.jp/councils/kodomokanren-jujisha/)

なお、この間の経緯等については、下記のとおりです。

#### ■ 令和3年「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」附帯決議

教育職員等以外の職種についても、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要であるとされ、その検討に当たっては、イギリスで採用されている DBS 制度も参考にして、児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこととされる。

#### ■ 令和3年12月「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」

教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み、いわゆる日本版 DBS の導入に向けた検討を進めるとされる。

#### ■ 令和4年「改正児童福祉法」

保育士について、欠格事由の期間が延長されたほか、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者の再登録やデータベースの整備等について、教育職員等についてと同様の規律が設けられる。

【参議院厚生労働委員会の附帯決議】いわゆる日本版 DBS 制度の導入に向けた検討を加速することとされる。

#### ■ 令和5年6月「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」 において議論が開始（計5回の会議を開催）

#### ■ 令和5年9月「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」 報告書公表

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ 「地域子育て相談機関」運用イメージ(案)が示される……………1

## ◆ 「地域子育て相談機関」運用イメージ(案)が示される

令和5年9月15日、自治体向け改正児童福祉法説明会が開催され、その中で「地域子育て相談機関」（いわゆる、かかりつけ相談機関）について、運用イメージ（案）が示されました。

「地域子育て相談機関」は、令和6年4月に施行される改正児童福祉法において「市町村は（中略）住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（中略）の整備に努めなければならない」と規定されていることを受けて創設されるものです。

令和4年度には、具体的な制度構想について検討するため、調査研究が行われており、本会の大和忠広副会長が委員として参画しました。調査研究では、①担い手・区域、②子育て世帯への情報発信・情報提供、③子育て世帯とつながる工夫、④継続的なつながり構築・維持、⑤行政や関係機関との連携の5つの事項について、検討され報告書が取りまとめられています。

その報告書を踏まえ、今回、「地域子育て相談機関の運用イメージ（案）」が示されました。概要を下記に記載します。

（太字・下線は全保協事務局、加筆）

### 地域子育て相談機関の運用イメージ（案）

#### 【目的】

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備

し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものである。

- 子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得る。身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のために地域子育て相談機関の整備の推進を図る。

#### 【実施主体】

- 実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。なお、**市町村が認めた者への委託等を行うことができる。**
- 地域子育て相談機関の**実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業**の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。

※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例

児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設などであって、地域子育て相談機関の業務を適切に行うことができる場所

#### 【設置区域の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、**中学校区に1カ所を目安に設定することを原則**としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

#### 【対象】

- **全ての妊産婦及び子どもとその家庭(里親及び養子縁組を含む。)等を対象とする。**

#### 【業務内容】

- 相談支援
  - ・ 全ての妊産婦及び子どもとその家族から相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげる。
  - ・ 必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等が実施可能であるこども家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげられるようにする。
- 子育て世帯に関する情報発信

- ・市町村は、住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地のほか、開設日と開所時間、対象者、相談方法等も含めた整備状況を発信する。
- ・地域子育て相談機関は、運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

### 【職員配置】

- 利用者支援事業実施要綱の4実施方法(1)③イに定める職員を配置することを原則とする。

※全保協事務局注：利用者支援事業実施要項掲載こども家庭庁 URL

ホーム>政策>こども・子育て支援>利用者支援事業について

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/riyousya-shien/>

- ただし、既存施設に委託等を行う場合は、既存施設の職員において設置要綱の4. 業務内容及び実施体制を満たすことが可能と市町村が認めた場合はこの限りではない。

### 【補助形態及び補助要件(案)】

- 補助メニューとしては、利用者支援事業の基本型を以下のとおり見直すことを想定。なお、補助金を活用しない形での実施も可能である。

- ・Ⅰ型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）に加えて開所日数の要件（週5日以上）を設定する予定。
- ・Ⅱ型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）。
- ・Ⅲ型：保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援機関連携等加算」の要件を満たす場合。

※ 利用者支援事業（基本型）の補助要件：実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置、ほか。

### 【補助単価(案)】※現時点の案であり、今後、予算編成過程において変更がありうる。

- ・Ⅰ型：1カ所あたり現行の利用者支援事業（基本型）の基本分単価＋一体的相談支援機関連携等加算相当の金額を想定。
- ・Ⅱ型：1カ所あたりⅠ型とⅢ型の単価の範囲内で調整予定。
- ・Ⅲ型：1カ所あたり現行の一体的相談支援機関連携等加算相当の金額を想定。

※Ⅰ型については、利用者支援事業（基本型）における夜間加算、休日加算、出張相談

支援加算、機能強化のための取組加算、多言語対応加算、特別支援対応加算、多機能型加算の要件を満たした場合、上記に加えて算定することができる。Ⅱ型についても同様の取扱いとなるよう調整予定。

※全保協事務局注：利用者支援事業の令和5年度予算での補助単価（基本型）は、7,688千円（国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6）

補助のイメージ（案）

①利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開所（Ⅰ型の補助要件を満たす日数）する場合

【補助形態】Ⅰ型

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

例えば保育所が実施する場合

②保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、既存職員（主任保育士等）のみで地域子育て相談機関として開所する場合

【補助形態】Ⅲ型

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。

③保育所が、研修要件をみだす専任職員を配置し、地域子育て相談機関として開所する場合（Ⅰ型の補助要件を下回る場合）

【補助形態】Ⅱ型

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。  
※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ホーム＞政策＞児童虐待防止対策＞令和4年6月に成立した改正児童福祉法について

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/Revised-Child-Welfare-Act/>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第1回）」が開催される …………… 1

### ◆ 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第1回）」が開催される

令和5年9月21日、「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」（第1回）が開催されました。

「こども誰でも通園制度（仮称）」は令和6年度に、本格実施を見据えた形での試行的事業を実施することとされています。

検討会では、「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討され、令和5年12月に事業実施の中間方針のとりまとめが行われる予定です。

「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設は、こども未来戦略方針に示された「加速化プラン」において明記され、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付とされています。

本年度は31自治体50事業者でモデル事業が実施されており、施設毎に補助基準額が設定されています。令和6年度の本格実施を見据えた形での実施は、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設けてその範囲内で多くの事業者が実施できるよう、また、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことが検討されています。人員配置は、令和5年度モ

デル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とされる予定です。

なお、検討会の論点として、下記が示されています。

#### (1) 制度について

- 制度の全体像について
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、やりがいはどのようなものか

#### (2) 試行的事業実施上の留意点

- 令和6年度の試行的事業について
- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か
- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か
- 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

#### (3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- 保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- 小規模保育をベースにして実施する場合
- 家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- 幼稚園をベースにして実施する場合
- 地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

#### (4) その他

- 要支援家庭への対応上の留意点は何か
- 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か
- こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

上記の論点に関する、説明については次頁以降をご確認ください。

(1) 「こども誰でも通園制度」(仮称)の制度について

 <b>論点 (1) こども誰でも通園制度 (仮称) の制度について①</b>	
<b>制度の全体像</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>こども誰でも通園制度 (仮称) の制度については、子ども・子育て支援等分科会において議論することとしているが、本検討会において試行的事業実施の在り方を検討する前提として、現在検討している制度の概要を、下記のとおりお示しする。</li> </ul>	
給付制度の立て付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付 (名称は精査中)」を子ども・子育て支援法に設けることを想定。</li> </ul>
利用対象者の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の市町村による認定の仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。</li> <li>ただし、認定は、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない児童 (未就園児) であるかを確認するといった市町村の負担が少ない形とする。</li> </ul> <p>(注) 0歳6か月までは伴走型支援や産後ケア事業等で対応することを想定し、こども誰でも通園制度では0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とすることを想定</p>
事業実施者の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度を行う事業者について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、幅広い事業者において行うことを想定しており、本制度を行う事業者について市町村が指定する仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。</li> </ul>
契約の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度の利用に当たっては、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業実施者との直接契約で行うことを想定。</li> </ul>
公定価格の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どものための教育・保育給付」の公定価格の仕組みとは別に、新たに「〇〇給付 (名称は精査中)」の運営費に係る補助をする給付を設けることを想定。</li> <li>利用者負担については、事業者において徴収することを想定。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用対象者は未就園児だけではなく、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。</li> </ul>

5

 <b>論点 (1) こども誰でも通園制度 (仮称) の制度について②</b>	
<b>論点</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか</li> <li>こども、保護者にとってどういった意義があるのか</li> <li>通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か</li> <li>職員に求められる力量や難しさ、一方で職員にとってのやりがいとはどのようなことが考えられるのか</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>こども、子育て政策の抜本的強化を検討する過程の中で、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められてきた。 こうしたニーズに対応するため、「こども誰でも通園制度」の創設を打ち出すことにしたもの。</li> <li>こども誰でも通園制度の導入により、こどもや保護者にとって以下のような意義があるのではないか。             <ol style="list-style-type: none"> <li>こどもにとって、在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。 こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて成長できる。</li> <li>こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどもの可愛らしさを共感してもらう、自身やこどもへの温かい言葉や応援の声をかけられるなど、保護者が園と関係を持つ中で「家族以外の人が自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも大きく関わっていく。</li> <li>保護者にとっても、こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人とのかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるのと同時に、月に一定時間でもこどもを預かってもらえることで育児の負担の軽減につながる。</li> </ol> </li> <li>こども自身や保護者のウェルビーイングが向上することは、ひいては「こどもまんなか社会」、「社会全体のウェルビーイングの向上」につながる。 一方で、「『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン (仮称) 』の策定に向けた中間整理 (案) 」において、家庭環境や心身の状況等にかかわらずすべてのこどもの育ちを保障すると記載されている趣旨を踏まえ、本制度で預かるこどもに対する関わり方について具体的に示すことが重要ではないか。</li> </ul>	

6

## 論点（１）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について③

- 現行の各制度と比較すると、以下のような意義があるのではないかと。
- ① 現行の教育・保育給付では、利用できる者が、就労等の保育の必要性がある者に限定されており、専業主婦（夫）家庭等も含めた未就園児のいるすべての家庭に対する支援には限界がある中、こども誰でも通園制度では就労要件を問わず誰もが利用できる。
- ② 現在の一時預かりは事業である一方で、こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、②全国の自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上させる意義がある。
- ③ 一時預かり事業では、利用者が事業者へ直接利用を申し込むことが基本であるが、こども誰でも通園制度では、認定の申請をする人とならない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握などにつなげることができる。
- 職員にとってみると、以下のようなことが考えられるのではないかと。
- ① こどもの日々の体調、好きな遊びなど、こども一人一人の特性・特徴を時間をかけて把握して関わっていくこと、通常の保育と比べると少ない時間で理解することや、こどもの育ちを連続的に捉えることに難しさがある一方で、これまでかかわることの少なかったこどもや家庭とかかわることで、専門性をより地域に広く発揮できるのではないかと。
- ② 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てをする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮できるのではないかと。
- ③ こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要ではないかと。

7

## (2) 「こども誰でも通園制度」(仮称)の試行的事業実施上の留意点

## 論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について①

### 令和6年度の試行的事業について

- こども誰でも通園制度（仮称）については、令和6年度概算要求において、本格実施（改正法が施行され、全国の自治体での実施）を見据えた形での試行的実施を実施することとしている。
- 試行的事業の内容については、事項要求であり予算編成過程において検討することとしているが、予算編成過程の検討と並行して、本検討会においては、試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討する。
- 令和5年度のモデル事業では、こどもや保護者への効果の検証に重点を置いており、施設毎に補助基準額を設定し、31自治体、50事業者での実施だったが、2024年度の試行的事業では、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形での実施が可能とすることを検討している。
- また、2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している。  
 (※) 「月10時間」は1日中利用するとすれば月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ  
 (※) 一時預かりの整備状況は未就園児1人当たりで見ると年間約2.86日（月1～2時間程度に相当）となっており、月10時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる
- 人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする予定。

8

## 論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について②

### 論点

- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（０歳児、１歳児、２歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か

#### 【共通の論点】

- ・事業実施に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが大前提。
- ①アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、どの事業者を利用する場合でも事前に把握できるようにする必要があるのではないか。
- ②0～2歳児を受け入れたことがない事業所で低年齢児の受入れに当たっては、受け入れ可能かどうか、より厳格な確認が必要ではないか（※例えば、午睡の際の安全確認の意識が十分にあるか等）。
- ③食事については、特に離乳食の必要も考えると、提供を必須とはせず持参方式も認めるべきではないか。
- ④慣れるまでに時間がかかるこどもに対してどのようにフォローしていくべきか。こどもが慣れるまでは、こどもだけでなく、保護者も一緒にこども誰でも通園制度の利用場所で過ごすことを認めていくべきではないか。 等

#### 【0歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・短期間での成長・発達に特に著しく、会うたびに変化や育ちの様子が見られる楽しさや喜びがある。
- ・人見知りや後追いの激しいこどももあり、特に保護者と離れることへの不安が強いこどもへの対応が必要。
- ・体調や生活リズムに合わせた預かりが重要で、調乳や抱っこなど、乳児の身の回りの世話に関する実践的な知識・技術が必要。 等

#### 【1歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・歩けるようになったり、簡単な言葉を話しはじめる時期であり、こどもとのコミュニケーションの楽しさがある。
- ・ものの取り合いなどをめぐるかみつきなど、こども同士のトラブルに注意が必要。
- ・行動範囲が広がり探索活動が活発になるため、安全に十分留意したうえで、存分に遊べる環境を整えることが重要。 等

#### 【2歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・行動や自己表現の幅が広がる時期であり、心身の成長・発達の実感が得られる。
- ・「イヤ」「じぶんで」と自己主張が強くなるが、思うようにいかないことや甘えたいときもあるため、こどもの様子に応じた柔軟な対応が必要。
- ・大人にとってはこれまでよりも扱いくさを感じる場面が増えてくる時期のため、保護者も戸惑いやストレスを抱えやすいことから、職員はそうした保護者への配慮が必要。 等

9

## 論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について③

### 論点

- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か

- 事業実施のイメージとして、定期利用と自由利用といった方法が考えられる。
- 定期利用、自由利用それぞれの特徴や留意点は以下のとおり。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・利用前月の一定日より翌月分の予約 ・空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	・こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	・特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	・利用の都度予約する手間がかかる ・施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・慣れるのに時間がかかるこどもがいる

- 地域によっても様々な状況があると考えられ、利用者の様々なニーズに応えられるよう、いずれかを原則とするのではなく、自治体や事業者においていずれかの方法をとるか、組み合わせるかなどを選択できることとしてはどうか。

10

## 論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について④

### 論点

#### ○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点とは何か

○ 事業者の実施体制や特長などを踏まえ、一般型、余裕活用型といった方法が考えられる。

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法</li> <li>専用スペースは設けず、在園児と合同</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法</li> <li>在園児とは別の専用スペースは設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法</li> <li>基本的に在園児と合同</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が多い</li> <li>実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども誰でも通園制度を利用することもに合わせた環境を確保することができる</li> <li>専任の職員の下で対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が多い</li> <li>定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か</li> <li>こども誰でも通園制度を利用することもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が少ない</li> <li>こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か</li> <li>こども誰でも通園制度を利用することもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意</li> <li>時期によって受入枠が減っていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある</li> </ul>

○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）についても、実施する事業者によって、創意工夫による多様な実践のかたちがあることが望ましいのではないかと。

11

### (3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

## 論点（３）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ①

○ 利用方法（定期利用、自由利用）や実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）の組み合わせ方について、以下の6通りが考えられる。

- ①一般型（在園児と合同） × 定期利用中心
- ②一般型（在園児と合同） × 自由利用中心
- ③一般型（専用室独立実施型） × 定期利用中心
- ④一般型（専用室独立実施型） × 自由利用中心
- ⑤余裕活用型 × 定期利用中心
- ⑥余裕活用型 × 自由利用中心

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

12

### 論点（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ②

○ 実施する施設・事業類型それぞれの特性を踏まえた事業実施のイメージは下記のとおり。

	保育所・認定こども園	小規模保育事業
利用・実施方法	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないか。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないか。
	家庭的保育事業	幼稚園
利用・実施方法	・ 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法（①、②、⑤、⑥）が馴染みやすいのではないか。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないか。
	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	・ 保護者が利用しやすい自由利用（②、④、⑥）が馴染みやすいのではないか。	

13

## （4） その他

### 論点（4） その他①

#### 論点

○ 要支援家庭への対応上の留意点は何か

- こども誰でも通園制度を積極的に利用していただけないような家庭・保護者に対して、行政からどのように周知したり、関係機関と連携しながら必要な支援につなげていくか。
- 試行的事業の事業所には、多くの未就園児が通ってくることから、児童虐待の未然防止や要支援児の早期発見に結び付けていくきっかけとなることが考えられる。
- 事業所において、気になるこども・気になる保護者を見つけた場合の、こども本人や保護者への関わり方をどのように考えるか。
- 必要な支援につながるよう、個人情報保護との関係に留意しつつ、行政をはじめとした関係機関との情報共有や連携した対応を行う必要があるのではないか。

14

論点

○ 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か

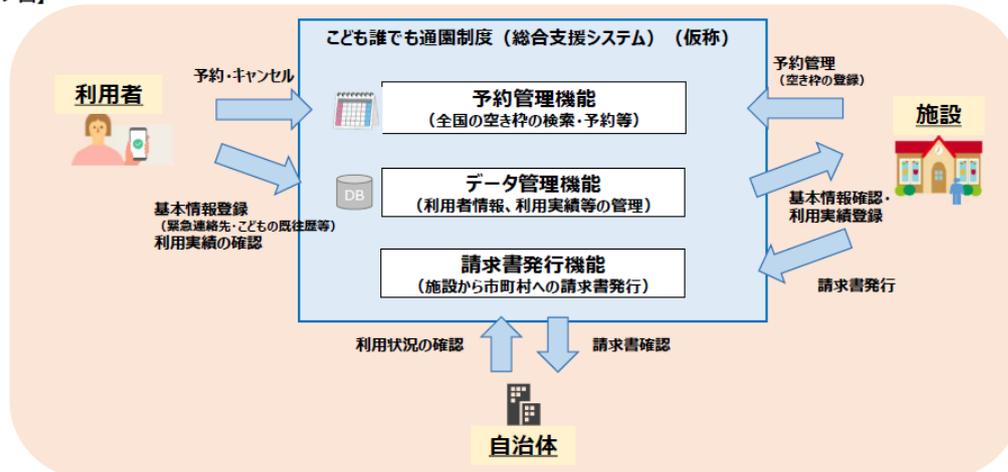
- 市町村は、将来的な給付化も見据え、地域における預かりの提供可能性を把握した上で、計画的な提供体制の整備を行っていただく必要があるのではないかと。
- 具体的には、各市町村において、0歳6か月～2歳の未就園児数から、受け入れに必要な定員数を算出し、必要整備量の見込みの把握を行っていただく必要がある。  
また、各市町村において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業所等でこども誰でも通園制度を実施することを想定し、地域でどのように提供体制を整備していくのか検討を開始いただく必要がある。
- その上で、きめ細かなニーズに対応できるよう、現行の子育て支援事業や一時預かり事業、市町村独自のこどもの預かりに関する事業との関係など、地域の実情を踏まえた各事業の展開を行う必要があるのではないかと。

論点

○ こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

- こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものことから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることを基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

- ホーム>会議等>こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会>こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第1回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuuen/068d0720/>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ 事務連絡「公定価格に関する FAQ(よくある質問)等の更新について」が発出される(こども家庭庁、文部科学省)……………1

## ◆ 事務連絡「公定価格に関する FAQ(よくある質問)等の更新について」が発出される(こども家庭庁、文部科学省)

令和5年9月15日、事務連絡「公定価格に関する FAQ(よくある質問)等の更新について」が発出されました。

これは、下記の FAQ(よくある質問)が更新されたことを伝えるものです。

### 【更新された FAQ】

- ・ 「公定価格に関する FAQ(よくある質問)」が ver.23 に更新
- ・ 「技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)に関する FAQ(よくある質問)」が ver.7 に更新

今回の更新により、加筆修正された主な内容は下記のとおりです。

### 1. 公定価格上の常勤換算の取扱いについて

令和5年4月21日に「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」が発出され(全保協ニュース No.23-05 参照)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」)で規定されている定数上の保育士に関して、「常勤の保育士」の定義の明確化が行われました。

これを受けて、「公定価格に関する FAQ（よくある質問）」Ver.22 において、最低基準と公定価格における「常勤の保育士」・「短時間勤務の保育士」の定義を一致させるために FAQ の No.9 が修正されました。しかし、この修正により、公定価格における「短時間勤務」の定義や、常勤換算の取扱いが変更されたものとの、意図しない疑義が生じてしまったとのこと。

そのため、FAQ の No.9 が再度修正され、幼稚園および認定こども園（No.218）と保育所等（No.219）に分割されるとともに、新規の No.220 が追加され、公定価格においては、従前のおり各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の 1 か月の勤務時間数に達する者を「常勤」とし、それ以外の者について常勤換算を行うよう改めて明記されました。

## 2. 「公定価格に関する FAQ」ver.23 の適用時期について

今回の事務連絡が発出された令和 5 年 9 月 15 日より、FAQ ver.23 が適用されています。しかし、FAQ ver.22 を受けて公定価格上の常勤換算の取扱いを変更していた自治体においては、FAQ ver.23 に則ったものに再度変更するまでの間、FAQ ver.22 に基づいて公定価格の算定を行っても差し支えないとされています。

## 3. 技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)における「マネジメント分野に係る研修」の取扱いについて

処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について、認定こども園の専門リーダーおよび若手リーダーにおける「マネジメント分野に係る研修」についての問い合わせが多くあることから、「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関する FAQ（よくある質問）」に「マネジメント分野に係る研修」の取扱いに関する問（No.2-9、2-36）が追加されました。

### No.2-9【追加】

**問** 専門リーダーが保育所等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修を受講した場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。

**答** 研修修了要件通知 I .2.(4)・I .3.(4)にて、「保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修は中核リーダーに限り有効である」ことをお示ししていますが、過去の FAQ（Ver.1、2）で、専門リーダーに限り有効と記載していたことを踏まえ、幼稚園又は認定こども園における専門リーダーが令和 3 年度末までに受講していた保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修に限り、研修修了要件を満たすものとします。

## No.2-36【追加】

**問** 保育士等キャリアアップ研修における「マネジメント研修」は幼稚園及び認定こども園について、中核リーダーに限り有効とのことですが、一方で、研修修了要件通知 2.(2)・3.(2)の幼稚園及び認定こども園の研修内容には「マネジメント分野に係る研修」について記載されています。「マネジメント分野に係る研修」についても中核リーダーに限り有効なのでしょうか。

**答** 幼稚園の幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭等を対象として実施される「マネジメント分野に係る研修」については、研修修了要件通知において、「カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。」と定義されているところです。

例えば、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことをねらいとしているカリキュラム・マネジメントについて取り扱う研修、若手職員に対する適切な指導助言や園内研修の効果的な実施等の人材育成・研修について取り扱う研修、特別な配慮を必要とする個々の幼児の実態に応じた組織的かつ計画的な指導内容や指導方法の工夫のあり方に関する研修等については、「教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの」と評価し得るものであり、幼稚園や認定こども園の中核リーダーの研修修了要件を満たすのみならず、専門リーダーや若手リーダーの研修修了要件を満たすものと取り扱って差し支えありません。

ただし、「保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修」については、本 FAQ の No.2-9 のとおりの取り扱いとなりますので、ご注意ください。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ ホーム > 政策 > 子ども・子育て支援制度 > 公定価格に関する情報

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

～ 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設経営者部会ニュース ～

## 「中小事業者 LED 照明導入促進補助金」

### 2次公募開始について

大阪府より、中小事業者の Co2 削減・電気料金削減をはかり、経営力を強化するための「LED 照明導入支援補助金」に関する情報提供がありましたので、下記のとおり、ご案内いたします。

燃料費・光熱費・物価高騰が続く中、本補助金の対象に該当する法人・施設におかれましては、本補助金の活用についてご検討くださいますよう、よろしくお願い致します。

なお、本補助金（第1次公募）については、令和4年11号大阪府補正予算（16億円）で実施され、募集期間は令和5年4月17日～8月31日でしたが、先着854件で8月2日に受付終了となりました。本補助金も同様に先着順です。

#### 中小事業者 LED 照明導入促進補助金の概要

##### ◆補助対象者

次の全てを満たす中小事業者

- (1) 府内 の工場・事業場において照明を LED へ更新する中小事業者
- (2) 大阪府の脱炭素化経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行った中小事業者（詳細は下記ホームページ参照）

※「中小事業者」とは、社会福祉法人の場合、常時使用する従業員の数が300人以下の法人となります。

##### ◆補助金額

補助率：1/2以内

補助上限額：15,000 千円 補助下限額：200 千円

##### ◆補助対象経費

◎LED 照明の設備費

◎工事関連費（設計費、既存の照明設備の撤去・処分費を含む）

※LED 照明は国のグリーン購入法の基本方針に適合するものが対象

※以下は補助対象外

- ・工事を伴わない管球のみの交換
- ・既設の LED 照明からの更新
- ・スイッチ、誘導灯、非常灯（通常用との兼用タイプ除く）

##### ◆応募方法

令和5年9月22日（金）～10月31日（火）までに「大阪府 LED 補助金事務処理センター」へ申請書類を郵送してください。（先着順）

##### ◆停止条件付の事業

本事業は「令和5年9月定例府議会大阪府一般会計予算」が可決され、本事業に係る予算が成立した場合のみ事業化される停止条件付きの公募です。本事業に係る予算が成立しない場合は、申請を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

##### ◆環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課スマートエネルギーグループ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/r04hojokin-led.html>

<発信元：大阪府社協 施設福祉部 電話 06-6762-9001/FAX06-6768-2426>

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 奥村 尚三  
〔公印略〕

第 66 回全国保育研究大会（大分大会）  
参加勧奨について（再依頼）

本会事業の推進につきまして、日頃よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 66 回全国保育研究大会（令和 5 年 11 月 16 日～17 日）の 9 月 28 日現在の参加者数を報告申し上げます。

参加者目標数（定員）約 1,700 名に対し、申込者数が別紙のとおり 1,487 名と定員数を下回っている状況です。これに伴いまして、申込期間を 10 月 13 日（金）まで延長することといたしました。とくに参加者目標数に達していない都道府県・指定都市につきましては、貴下の保育関係者に対し、あらためて大会参加の呼びかけをお願いいたしたく存じます。また、参加者目標数を達成されている都道府県・指定都市におかれましても、参加者増に向けてさらなるご協力をいただけますと幸甚に存じます。

ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、各都道府県・指定都市保育協議会にも同様の依頼文書をお送りしておりますことを申し添えます。

記

1. 名称 「第 66 回全国保育研究大会（大分大会）」
2. 日時 令和 5 年 11 月 16 日（木）～17 日（金）
3. 会場 全体会 別府国際コンベンションセンター「ビーコンプラザ」  
分科会 別府国際コンベンションセンター「ビーコンプラザ」他
4. 参加費 会員 20,000 円 会員でない方 25,000 円
5. 申込締切 令和 5 年 10 月 13 日（金）まで延長
6. 内容等 別添の開催要項をご参照ください。また、本会ホームページの「研修会・大会等案内」ページに開催要項を掲載しています。  
<https://www.zenhokyo.gr.jp/information/>
7. 備考 会場の定員数に達した分科会は以下の通りです。キャンセル等の空きが発生しない限り、会場定員数に達した分科会は選択いただけませんのでご注意ください。（9/28 時点）
  - ・第 1 分科会「新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～」
  - ・第 2 分科会「配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて」
  - ・第 3 分科会「保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する」
  - ・第 4 分科会「地域の子育て家庭への支援の充実にむけて」その他の分科会も定員に達する可能性がありますので、お早めにお申込みください。

## 第66回全国保育研究大会（大分大会） 参加申込状況について

令和5年9月28日現在

都道府県 指定都市 名	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数÷ 目標数)	第65回 参加者数 (山形大会)
北海道	59	13	22.0%	16
青森県	39	29	74.4%	7
岩手県	24	9	37.5%	25
宮城県	26	0	0.0%	9
秋田県	18	8	44.4%	14
山形県	17	6	35.3%	92
福島県	18	5	27.8%	18
茨城県	40	12	30.0%	14
栃木県	15	4	26.7%	6
群馬県	30	16	53.3%	14
埼玉県	55	16	29.1%	16
千葉県	58	8	13.8%	10
千葉市	13	4	30.8%	16
東京都	122	60	49.2%	20
神奈川県	26	51	196.2%	5
横浜市	34	18	52.9%	13
川崎市	9	4	44.4%	23
相模原市	9	1	11.1%	2
新潟県	43	2	4.7%	4
山梨県	13	5	38.5%	7
長野県	30	2	6.7%	14
静岡県	47	20	42.6%	9
富山県	19	4	21.1%	10
石川県	26	18	69.2%	28
福井県	19	12	63.2%	11
岐阜県	19	6	31.6%	9
愛知県	80	14	17.5%	20
三重県	28	14	50.0%	10
滋賀県	28	11	39.3%	12

都道府県 指定都市 名	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数÷ 目標数)	第65回 参加者数 (山形大会)
京都府	12	17	141.7%	25
京都市	25	8	32.0%	10
大阪府	70	34	48.6%	99
大阪市	2	5	250.0%	5
兵庫県	40	29	72.5%	6
神戸市	21	15	71.4%	25
奈良県	14	18	128.6%	14
和歌山県	6	9	150.0%	11
鳥取県	7	8	114.3%	5
島根県	20	7	35.0%	15
岡山県	31	26	83.9%	17
広島県	31	11	35.5%	11
広島市	20	7	35.0%	19
山口県	22	23	104.5%	36
徳島県	16	21	131.3%	19
香川県	14	13	92.9%	19
愛媛県	18	25	138.9%	17
高知県	12	4	33.3%	4
福岡県	51	59	115.7%	25
福岡市	31	26	83.9%	8
北九州市	18	56	311.1%	59
佐賀県	20	24	120.0%	19
長崎県	44	24	54.5%	11
熊本県	38	24	63.2%	4
熊本市	14	10	71.4%	9
大分県	34	500	1470.6%	38
宮崎県	31	38	122.6%	3
鹿児島県	33	35	106.1%	13
沖縄県	41	39	95.1%	9

	参加者 目標数	申込者数 合計	達成率	第65回 参加者 (山形大会)
合計	1,700	1,487	87.5%	1,009
開催ブロック	355	835	618.9%	539

※参加者目標数は、「公立会員数×0.05+公立以外会員数×0.1」で積算された数値に、定員調整として0.925を積算。

開催地は14名加算。

※オンライン開催のため、ブロック加算は外している。

令和5年10月1日から

# インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



## ～ A社さんのケース ～

ぬいぐるみ製造業  
(免税事業者)

A社さん、インボイス制度のこと検討してます？  
お互いに関係があるみたいなんですよ

インボイス制度ですか・・・？

町の雑貨屋  
(課税事業者)

雑貨屋

B社

## インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書) を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者 (適格請求書発行事業者) の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

売手  
(インボイス発行事業者)



買手  
(課税事業者)



## A社さんの 疑問

疑問1 仕入税額控除ってなに？

疑問3 申告って、どう計算するの？  
課税事業者は、売上げの10%を納税しなきゃいけないの？

疑問2 当社が登録しないと  
どうなるんだろう・・・  
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問4 登録を受けるかどうか  
って、どう判断したらいいの？

疑問5 インボイスって  
どう作ればいいの？



登録をご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツも用意しております。是非ご活用ください。



こちらからアクセス！

# 疑問 1 仕入税額控除ってなに？



## ▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が  
**仕入税額控除**

仕入税額控除には  
**インボイスの保存  
が必要**

**インボイスがなければ  
仕入税額控除できない\***

※一定期間、一定割合を控除できる  
経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



## 疑問 2

登録しないと  
どうなるだろう…



登録をしないと、  
売上先 (B社) にインボイスを交付できない  
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ  
仕入税額控除ができなくなるが、経過措置が適用され  
るため…

### B社の仕入税額

当初の3年間 : 1,200円 (80%)  
その後3年間 : 750円 (50%)  
経過措置終了後 : 0円



## 疑問 3

申告って、どう計算するの？  
売上げの10%を納税  
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、インボイスを  
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\text{② 1,500円 (売上税額)} - \text{① 1,100円 (仕入税額)} = \text{400円 (納付税額)}$$

(A社)

### ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、  
**仕入税額控除後の金額**です\*

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

**2割特例**により**非常に簡易**に  
納付税額を計算することができます

🏠 [3ページへ](#)

制度開始後**6年間**は、仕入税額の次の  
**一定割合を控除できる経過措置**が  
設けられています (請求書の保存など、  
要件があります)

【令和5年10月～令和8年9月】 80%

【令和8年10月～令和11年9月】 50%

## 非常に簡易な納付税額の計算方法（2割特例）

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 <sup>マイナス</sup> 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × 80%

売上税額の2割

1年間の売上げが700万円（税70万円）だと…

**ポイント** 簡易課税制度よりも負担が軽減！

ステップ1

70万円 × 80% = 56万円

売上税額 仕入税額

2割特例※により、事務負担と税負担の軽減を図ることができます

※1 免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者などが対象になります

※2 適用期間は、R5.10.1～R8.9.30までの日の属する課税期間です

※3 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

ステップ2

70万円 - 56万円 = 14万円

売上税額 仕入税額 納付税額

（参考）2割特例のほか、簡易課税制度※による計算方法もあります

1年間の売上げ（サービス業）が700万円（税70万円）だと

ステップ1 70万円 × 50% = 35万円

売上税額 仕入税額

ステップ2 70万円 - 35万円 = 35万円

売上税額 仕入税額 納付税額

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × みなし仕入率

サービス業  
だと50%

※2割特例の適用期間終了後は、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、提出日を含む課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

**疑問 4** 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

登録を受けるかどうかは事業者の任意です



売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 消費者や免税事業者、簡易課税制度又は2割特例の適用により申告する課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません
- 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 売上先の数が少ない事業者は、売上先に直接相談することも考えられます

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません  
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談することも検討しましょう

① 免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を参考にしてください

② 制度への対応に当たり、IT導入補助金や小規模事業者持続化補助金があります。適用条件や内容について、詳しくはリーフレットご参照ください。



IT導入補助金  
リーフレット



小規模事業者持続化  
補助金リーフレット



Q & Aはこちら

**疑問 5**

インボイスって、  
どう作ればいいの？



**ポイント**

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です  
※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書

(株)〇〇 御中 ▲▲▲▲(株)  
登録番号T1234…

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
※ 軽減税率対象		
8%対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

① 交付先の相手方 (売上先) の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び**適用税率**

④ 売手 (当社) の氏名又は名称及び**登録番号**

⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)

⑥ **税率ごとに区分した消費税額**

▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものであればインボイスになります** (請求書に限られません)

▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません** どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**

▶ **売上先が「仕入明細書 (支払通知書)」**などを作成する場合、インボイスを出す必要はありません

**登録  
手続**

インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、**登録申請書の提出が必要です**。  
登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

**登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！**

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書 (マイナンバーカード等) が必要です

申請手続



**国税局・税務署主催説明会の開催**

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています  
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

説明会



**国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト**

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

特設サイト

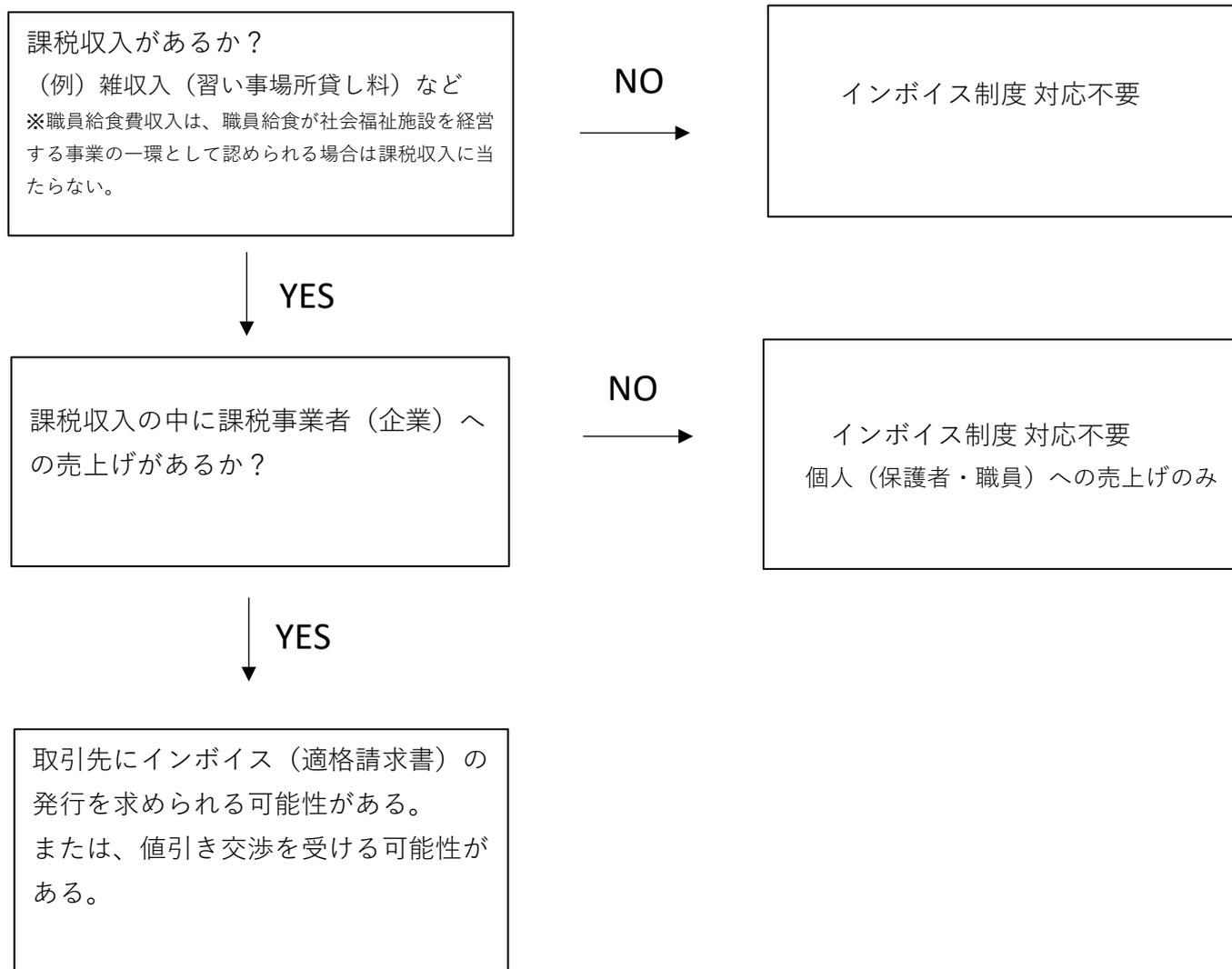


**インボイスコールセンター**

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています  
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

**もっと  
詳しく**

## 【社会福祉法人の場合】



※認定こども園・保育園のみを営している社会福祉法人を想定しています。



# キャッシュレス決済とは・・・

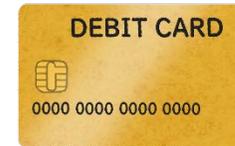
- キャッシュレス決済とは、お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うことです。
- キャッシュレス決済手段には、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）やスマートフォン決済など、様々な手段があります。

## 主なキャッシュレス決済手段

### クレジットカード

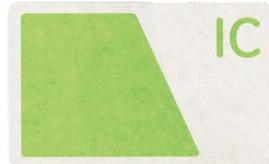


### デビットカード



現金を直接やり取りしないのが、  
キャッシュレス決済の特徴です。

### 電子マネー (プリペイド)



### スマートフォン決済 (QRコードなど)



# 店舗、法人の方必見！ キャッシュレス 決済端末選び

これからキャッシュレス決済端末をお店に導入される法人様を;  
に今おすすめの手5社の決済端末サービスを厳選して紹介。  
れを見ればぴったりの一台が見つかる事は間違いなし！2023年  
の最新のランキング

		Square			スマレジ・PAYGATE	楽天ペイ	stera pack	STORES決済
								
決済端末	特徴	Squareリーダー第2世代のコンパクトな決済リーダー	Squareターミナルオールインワンの決済端末	SquareスタンドモバイルPOS一体型	マルチ決済端末のPAYGATE	カードリーダーコンバクトな決済端末(三色) ターミナルマルチ決済端末	マルチ決済端末	コンパクトな決済端末
	決済端末代金	4,980円 →3,980円(税込) ※10/3まで期間限定で20%OFF	46,980円→39,980円(税込) ※8/30から価格リニューアルで7,000円割引に	29,980円 →23,900円(税込) ※10/3まで期間限定で20%OFF	30,800円(税込) ※0円キャンペーン(条件あり) ※2台目有料	カードリーダー19,800円(税込) ターミナル38,280円(税込) ※0円キャンペーン(条件あり) ※2台目有料	0円※2台目有料	19,800円(税込) ※0円キャンペーン(条件あり) ※2台目有料
	対応os	iOS / Android			Android	iOS / Android	Android	iOS / Android※Androidでは電子マネーは不可
	決済の種類	クレジットカード 電子マネー QRコード決済			30種類以上クレジットカード 電子マネー QRコード決済	クレジットカード 電子マネー QRコード決済	30種類以上クレジットカード 電子マネー QRコード決済	クレジットカード 電子マネー QRコード決済
ランニング費用	決済手数料	業種問わず一律3.25%～(固定)			3.24%～(問い合わせ)	一律3.24%(固定)	VISA,MASTERスタンダード:2.7%。フリー:3.24%。他3.24%	クレジットカード3.24%電子マネー1.98%※一部業種別で問い合わせ
	月額費用	0円			3,300円(税込)	0円	3,300円(税込)※フリープランは13ヶ月目まで無料	0円
	振込手数料	0円			決済種別、売上金額、金融機関により異なる	楽天銀行:0円 その他:330円(税込)	三井住友:0円その他:220円(税込)	手動入金では売上合計が10万円以上が無料。売上合計が10万円未満は200円
サービス	入金サイクル	<全ての決済種別 共通>最短翌営業日			クレジット/電子マネー売上:未締め翌15日払い/15日締め当月末払いの2回、QRコード決済売上:当月末締め・翌月末払い	自動入金 楽天銀行:翌日(365日) 手動入金 楽天銀行:最短翌日 その他:最短翌営業日	最短5日に1回 月6回締め2営業日後払い 月2回締め2営業日後払い 月2回締め15日後払い	手動入金 最短翌々日
	サービス連携	POS 予約管理 オンラインEC スタッフ管理オンライン請求書会計リンクギフトカード特典プログラム			POS(スマレジ)	外部連携サービスあり	stera market(オプション)で追加	POS 予約管理 オンラインEC 店舗アプリ
開始までの期間		最短翌日			1か月～	1週間～	1.5か月～	最短4営業日
公式サイト		公式サイトを見る			公式サイトを見る	公式サイトを見る	公式サイトを見る	公式サイトを見る

保育保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備する。

### (5) 保育所等におけるICT化推進等事業【新規】 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

**令和6年度概算要求においては、実費徴収や延長保育等を利用する際にかかる費用の徴収について、保育士の業務負担軽減の観点から、キャッシュレス決済を導入する場合の費用について、新たに補助対象とする。**

**さらに、自治体(都道府県・市区町村)において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合の補助率の嵩上げや病児保育におけるICT化の推進として、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体への補助率の嵩上げを行う。**

**このほか、医療ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。**

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入

1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円 (併せて端末購入等を行う場合：70万円)

2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円 (併せて端末購入等を行う場合：90万円)

3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円 (併せて端末購入等を行う場合：110万円)

**4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円 (併せて端末購入等を行う場合：130万円)**

(i) 翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円

(3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入

(7) 1自治体当たり：5,000千円 (i) 1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円

**(7) 医療的ケア児を受入れる保育所におけるICT機器導入 1施設当たり 100千円**

【補助割合】 (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 ※協議会設置等の場合 国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

(3) (7) 国：1/2、市区町村：1/2 (i) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

**※(ア)について、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3**

(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

**(7) 国：1/2、市区町村：1/2**

※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2

( (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。 )